明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

E　符号Aの算式の符号dに同じ。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下「改正前の地方道路譲与税法」という。）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に一・〇一五を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によって当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・八九三を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八三を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に三・六七〇を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　三、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によって按分した額、三、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によって按分した額及び三、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県九月譲与基準人口によって按分した額の合算額

二　三、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によって按分した額、三、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によって按分した額及び三、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県三月譲与基準人口によって按分した額の合算額

（都道府県交付金の基準額の算定方法）

第三十条　都道府県交付金の基準額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号。以下「交付金法」という。）第五条及び第六条に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に一・〇三七を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によって当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九一四を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によって前年度の十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇九を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇七七を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十九条の規定によって森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・五〇〇を乗じて得た額とする。

（都道府県交付金の基準額の算定方法）

第三十条　都道府県交付金の基準額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号。以下「交付金法」という。）第五条及び第六条に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団